

国海安第 58 号の 2  
平成 18 年 8 月 24 日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
安藤 昇

#### 船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令に関する船舶検査心得の一部を別添の通り改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

#### 記

- ・船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）
- ・小型船舶安全規則（昭和 49 年運輸省令第 36 号）